

回答様式

| | |
|------|--------------------|
| 契約件名 | 東北自動車道 宇都宮管内舗装補修工事 |
|------|--------------------|

| 番号 | 質問箇所 | 質問事項 | 回答 |
|----|----------|---|---|
| 1 | 労務単価について | 令和4年2月18日国土交通省より公共工事労務費調査に基づき、公共工事設計労務単価が引き上げられ、令和4年3月から適用となっておりますが、労務単価は令和4年3月単価でよろしいのでしょうか。又は設計変更対象でしょうか。ご教示願います。 | 当社では、令和4年3月に工事、調査等業務（以下（工事等）という。）の工事費等の算出に用いる設計労務単価及び設計技術者単価について改定を行い、現在、入札手続き中の工事等は令和4年3月19日以降の日を入札（見積）書の提出締切日とする工事等から改定後の設計単価を用いることといたします。詳細は3月2日以降に当社HPへ掲載される予定です。 |